

多面的企業力向上研修会実施業務

基本仕様書

1 業務名

多面的企業力向上研修会実施業務

2 業務の目的

当該業務は、広島広域都市圏（※1）内の自動車関連企業（※2）を始めとしたものづくり企業（※3）が抱える課題解決に取り組むことで、生産技術力の強化を図るとともに、将来的に提案型企業を目指す力をつけることを目的とする。

（※1）広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、
江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上
島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

（※2）自動車関連企業

自動車メーカーやサプライヤーと部品供給、部品加工、製品開発等の取引関係のある
企業

（※3）従業員規模20～300人程度を想定

3 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 参加企業（予定）

広島広域都市圏内のものづくり企業10社程度を予定

参加企業は発注者が決定し、受注者に連絡する。なお、参加企業が10社に満たない場合は、
年度途中での追加、変更等を行う場合がある。

5 業務内容

参加企業に自動車メーカーOB等、専門知識を有する者（以下「ディレクター」という。）を
派遣し、企業の現状分析、課題設定、課題解決のための取組などに助言及び指導を行うとともに、
参加企業全体（以下「グループ」という。）で行う活動（視察、勉強会等）を企画・実施する。

具体的な支援内容は、次のとおり

(1) 個別企業への支援

ディレクターは、個々の企業が以下の活動に取り組むことができるよう、担当する企業を定期的に（1～2ヶ月に1回程度）訪問し、個別企業の実情に応じて適切な助言及び指導を行う。

- ① 企業の現状分析
- ② 企業の抱える課題整理
- ③ 短期目標、中長期目標の設定
- ④ 短期的課題解決への着手、改善活動
- ⑤ 中長期的課題への着手

(2) グループへの支援

ディレクターは、参加企業の交流を促進し、企業間連携及び協業の機運を醸成することを目指して、次に掲げる業務を行う。

ア 先進ものづくり企業の視察の実施（年1回程度）

グループに共通する課題の解決に向けた情報収集等のため、最適な先進ものづくり企業の工場等の視察を行う。

なお、視察先については、発注者と協議の上、決定すること

イ グループ活動の実施

上記アのほか、合同勉強会又はテーマを決めてグループで取り組む活動を実施する。

(3) 留意事項

ア ディレクターの決定

受注者は、契約締結後、速やかにディレクターを選任し、発注者と支援の方向性について協議すること

イ 説明会の開催

受注者は、支援の開始に当たり、参加企業を集め、支援の内容や支援の進め方について、発注者ととともに説明会を開催すること

なお、参加企業の都合等により説明会の開催が困難である場合、参加企業全員への個別訪問による説明をもって代えることができる。

ウ 発注者との協議

受注者は、月に1回程度、活動状況を発注者に報告し、支援の方向性等について協議すること

エ 報告会の開催

この研修会に参加する企業への支援状況を共有するため、参加企業と発注者（広島広域都市圏の市町の担当者を含む。オにおいて同じ。）を集めて報告会を開催すること

なお、報告会の日程、会場、内容等については、発注者と協議の上、決定する。

オ 上記(1)及び(2)の業務を行う際は、発注者が同席することがある。

6 提出物

受注者は、四半期ごとに委託業務実施報告書を、令和3年3月に個別企業指導実績報告書を提出すること

7 業務を進める上での留意事項

- (1) 採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- (2) 本業務における打合せは、業務着手時のほか必要に応じて適宜行う。
- (3) 業務を進める上で必要となる資料等は、受注者の求めに応じ、発注者が提供の可否を判断した上で提供する。
- (4) 発注者から受注者へ業務進捗状況その他についての報告を求める場合には、必要な資料を提出すること
- (5) 受注者は、発注者の文書による承諾を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継することはできない。ただし、チラシ等の印刷物作成に関する業務は除く。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、受注者は契約締結日から10日以内に実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること
- (2) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとし、協議後は受注者が協議録を作成し、発注者に提出するものとする。